

(請求人あて)

豊橋市監査委員 杉 浦 康 夫

同 木 藤 守 人

同 近 藤 喜 典

同 尾 崎 雅 輝

豊橋市職員措置請求について (通知)

令和元年 8 月 1 日に提出された豊橋市職員措置請求について、請求の要件を審査した結果、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 242 条に定める住民監査請求としての要件を欠いているものと認められ、却下することに決定しましたので通知します。

記

1 審査対象事項

本件請求において請求人は、「駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業」において、豊橋市所有の公共用地約 2,200 m²と豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合 (以下「再開発組合」という。) が所有する土地約 1,000 m²が等価交換されたが、この等価交換を決定した豊橋市不動産取得処分審査会 (平成 28 年 12 月 28 日開催) には違法、不当性があり、当審査会の決定に基づき土地が交換されたことにより豊橋市が (土地の縮小により) 損失した土地交換差金を再開発組合側に請求すること、改めて 2 名の不動産鑑定士による鑑定を行うことを求めていると解される。

なお、本件請求における財務会計上の行為は「平成 30 年 1 月 8 日都市再開発法による権利変換」 (平成 30 年 3 月 19 日登記) であるとしており、本件請求は当該行為から 1 年を経過している。請求人はその理由について、等価交換が不動産鑑定評価基準に則った正常価格で行われたかどうかを知るため平成 30 年 1 月 30 日に「豊橋市不動産取得処分審査会の審査結果及び審査案件資料」の情報公開請求を行ったが一部非公開とされたため、同年 4 月 9 日にその取消し

を求める審査請求を行った結果、その決定の一部が取り消され、平成31年2月6日に初めて本件等価交換された評価価格を知ることができ、それにより豊橋市が損失を被ったのではないかという疑いを確実なものとしたためとしている。

住民監査請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条第2項で「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しており、本件請求は請求時に1年を経過しているため、この規定の請求期間の要件を満たしているかどうかについて審査した。

2 監査委員の審査判断

監査請求について期間制限が設けられているのは、地方公共団体の機関、職員の財務会計上の行為である以上、いつまでも争いうる状態にしておくことは法的安定性の見地から見て好ましいことではないので、なるべく早く確定させようという理由によるものである。

なお、「正当な理由」の有無は、特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに、客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解されるときから相当の期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものといわなければならないとされている（最高裁判決・昭和63年4月22日）。

まず、本件請求における財務会計上の行為があった日は、権利変換期日である平成30年1月8日とするのが適当と考えられるが、請求人が提示した権利変換登記の日である平成30年3月19日としても、本件請求は、この日から起算して1年4か月経過しており、法第242条第2項に定める1年の請求期間を明らかに超えている。

次に、請求期間を経過した理由であるが、請求人は、本件等価交換された評価価格を知ることにより豊橋市が損失を被ったのではないかという疑いをかなり確実なものとしたが、この評価価格については、平成30年1月30日に情報公開請求したにもかかわらず非公開とされ、審査請求を経て平成31年2月6日（公開日は2月4日以降とされた）にようやく知ることができたためと主張しているものと解される。

しかし、本件請求において違法又は不当の根拠としている平成28年12月28日に開催された不動産取得処分審査会が行った等価交換決定の手續や、市の土地が縮小変形されたにもかか

わらず等価交換としていること等は、再開発組合が行う権利変換計画の縦覧、公告や、市議会議定例会における一般質問等により、少なくとも請求人が違法又は不当な財務会計上の行為とする権利変換期日においては誰もが知り得る情報であった。

以上から、本件請求については、財務会計上の行為があった日から1年を経過しているとともに、そのことについて正当な理由があるとは認められない。

よって、本件監査請求は、法第242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。